

令和6年9月10日

活性炭談合に関する訴訟について

石巻地方広域水道企業団が提起した独占禁止法違反に係る活性炭販売業者への損害賠償請求訴訟について、仙台高等裁判所判決が確定しましたので、お知らせします。

1 事件の概要

地方公共団体が浄水場等で使用する活性炭について、独占禁止法違反の談合行為に合意していたことを理由として、公正取引委員会から株式会社クラレを含む12の事業者に対し排除措置命令等が令和元年11月22日付けで発出されました。この行為によって生じた企業団の損害を請求するため、損害賠償請求事件として、令和4年9月14日付けで提訴したものです。

2 当事者

原告：石巻地方広域水道企業団企業長 齋藤 正美

被告：株式会社クラレ

3 提訴による請求額

金1億360万8,958円及び遅延損害金（金9,419万8,958円に対する各支払日から、それぞれ支払済みに至るまで年5パーセントの割合による金員）並びに金941万円に対する本訴状送達の日翌日から支払済みに至るまで年3パーセントの割合による金員。

4 事件の経過

(1) 第1審

令和4年9月14日 提訴

（弁論準備手続等9回）

令和5年12月27日 口頭弁論

令和6年3月21日 判決

(2) 第2審（控訴審）

令和6年3月21日 控訴（株式会社クラレ）

令和6年4月1日 附帯控訴（石巻地方広域水道企業団）

令和6年5月28日 口頭弁論

令和6年7月30日 判決

5 判決の内容

(1) 第1審

事件名：令和4年（ワ）第1063号 損害賠償請求事件

判決言い渡し期日：令和6年3月21日

判決の主文

- 1 被告は、原告に対し、1億54万2,769円、並びに、その内金である別紙4「損害賠償額計算書」の「損害認定額」欄記載の各金員に対する同「支払年月日」欄記載の各支払日から各支払済みまで年5%の割合による金員及び内900万円に対する令和4年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを103分し、その3を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

※ 被告側が控訴。

※ 本資料には、上記判決中の「損害額計算書」は添付していません。

(2) 第2審（控訴審）

事件名：令和6年（ネ）第120号 損害賠償請求控訴事件、同附帯控訴事件

判決言い渡し期日：令和6年7月30日

判決の主文

- 1 被控訴人の本件附帯控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。
 - (1) 控訴人は、被控訴人に対し、1億357万3,869円並びにその内金である当審別紙「損害認定額計算書」の「損害認定額」欄記載の各金員に対する同「支払年月日」欄記載の各支払日から各支払済みまで年5%の割合による金員及び内941万円に対する令和4年9月29日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。
 - (2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。
- 2 控訴人の本件控訴を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1、2審を通じて、全部控訴人の負担とする。
- 4 この判決は、第1項(1)に限り、仮に執行することができる。

※ 本資料には、上記判決中の「損害額計算書」は添付していません。

問い合わせ先

石巻地方広域水道企業団総務課

電話0225-95-6713